

2025年3月3日
日本生命保険相互会社

マイナンバーカードの IC チップ読み取りによる
新契約申込手続き時における本人確認の開始等について

日本生命保険相互会社（社長：清水博、以下「当社」）は、2025年4月から、新契約申込手続き時において、マイナンバーカードの IC チップ読み取りによる本人確認^{※1}を開始します。

マイナンバーカードは、健康保険証と一体化されるなど普及が進んでおり、偽造やなりすましの抑止効果が高く、より安全・確実な本人確認手段として利用が広がっています。

こうした中、お客様ご自身のスマートフォンでマイナンバーカードの IC チップを読み取ることで新契約申込手続き時における本人確認を完了させる取り扱いとすることとしました。

<新契約申込手続き時における本人確認方法>

2025年3月迄	当社職員がお客様の運転免許証等を確認し、当社営業端末で撮影
2025年4月以降	当社職員がお客様のマイナンバーカードを確認し、お客様がご自身のスマートフォンでマイナンバーカードの IC チップを読み取り

また、生命保険業界初の取り組み^{※2}として、新契約申込手続き時にマイナンバーカード情報^{※3}およびマイナンバーを提出いただきます。これによって、マイナンバーカードの「有効情報」を活用した年金支払の自動化や、「失効情報」を活用したお客様の安否確認・保険金請求手続きのご案内等が可能となります。

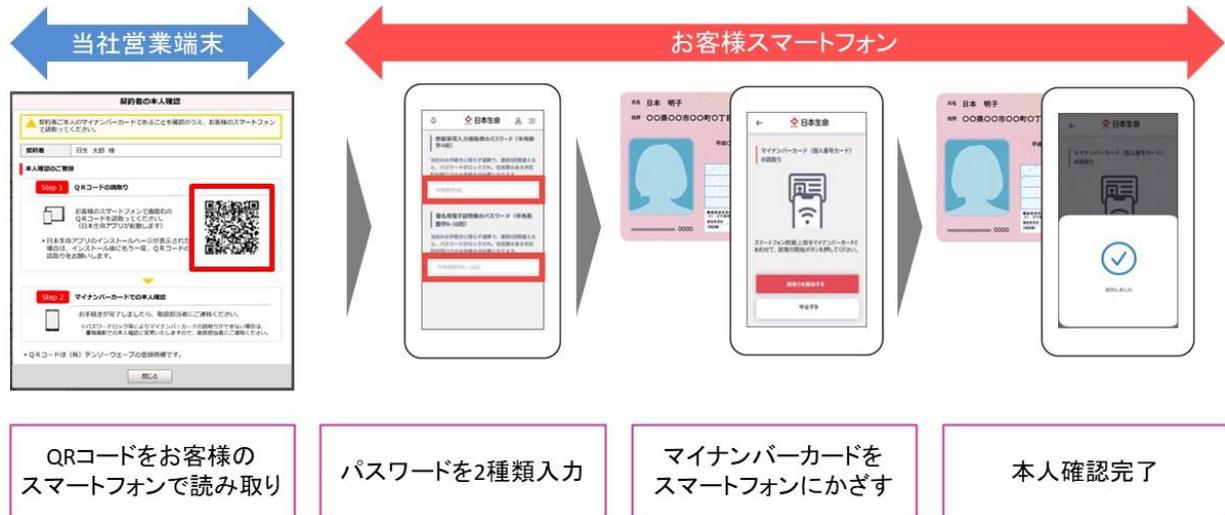
将来的には、保険金・給付金請求等の各種支払手続きにおいても、マイナンバーカードの活用によってお客様の負担を極小化することを検討するなど、引き続きお客様サービスの充実・利便性向上に取り組み、確実な保障責任の全うに努めてまいります。

※1 株式会社野村総合研究所（社長：柳澤花芽）が提供する公的個人認証サービス「イーニンショウe-NINSHO」を利用

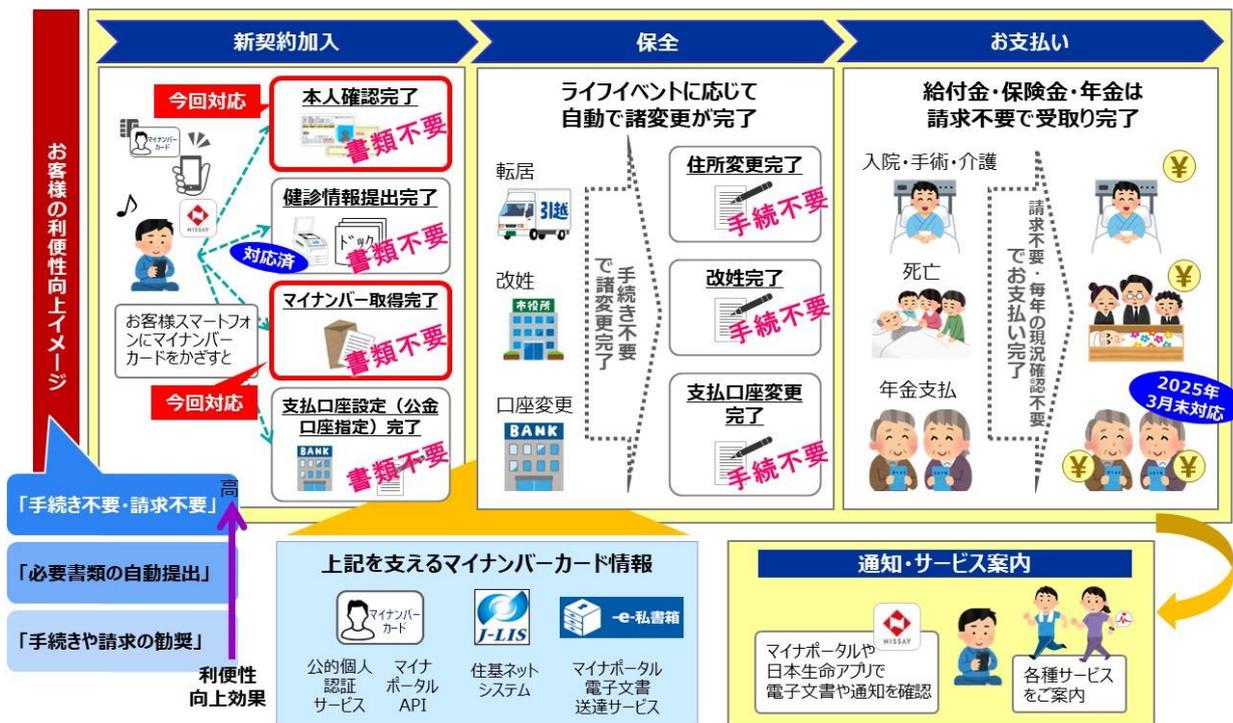
※2 2025年3月現在 当社調べ

※3 マイナンバーカードに紐づく電子証明書の発行番号

■ 新契約申込手続き時におけるマイナンバーカードによる本人確認方法（イメージ図）



■ マイナンバーカード活用により将来的に目指すサービス（イメージ図）



以上